ファミリー・サポート・センター利用支援事業の

助成を受けるまでの流れ

交付決定した場合には、子育て支援課より「さいたま市ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業利用支援事業助成金交付決定通知書」が届いた後、指定の口座に助成金が振り込まれます。

利用した月ごとに、「さいたま市ファミリー・サポート・センター事業及び子育て緊急サポート事業利用支援事業助成金交付申請書兼実績報告書」に記入し、**援助活動報告書の写し**及び**下記の必要書類**を添えて、ファミリー・サポート・センター又は緊急サポートセンター埼玉へ送付してください。

・**ひとり親世帯の場合**：当該年度の児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し

・**ダブルケア世帯の場合**：扶養義務者の要支援又は要介護認定区分が記載された介護保険被保険者証等の写し

・**障害者世帯の場合**：会員本人、会員の配偶者又は扶養している児童の身体障害者手帳又は、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳等の写し

・**初めての申請及び前回と異なる口座を指定する場合**：通帳の写し

ファミリー・サポート・センター（子育て緊急サポート事業）を利用後、提供会員（サポート会員）へ利用料金を全額支払います。

ファミリー・サポート・センター又は子育て緊急サポート事業の会員登録をする